

無線設備を共用した基本保証の申し込みに関する注意点

▶ 1 お申込みにあたり

- ・設備を共用する場合は、設備を共用するお客様それぞれについて、各無線局ごとに同時期のお申込みが必要です。
- ・たとえば、家族で同じ無線機を共用する場合であっても、各人からお申込みが必要です。また、各人で保証料のお支払いも必要になります。
- ・保証願書に無線設備を共用するお客様の氏名をそれぞれ記載してください。
- ・保証願書に無線設備を共用するお客様の氏名を記載するだけでは、基本保証のお申込みにはなりません。
- ・当協会から発行する保証書は、お申込みをいただいたお客様が使用する無線局のみ有効です。無線設備を共用する無線局に対して、名義の異なる保証書を利用することはできません。
- ・基本保証の申込時期が大きく異なる場合は、設備の共用分として取り扱うことができないことがあります。
- ・所定の様式のほか、申請等の際には、当該設備を所有または管理する免許人からの「**承諾書**」または「**同意書**」を添付する必要があります。様式は各総合通信局等のホームページをご確認ください。

▶ 2 保証料

設備共用にて同時に同一の送信機を使用する際のお申し込みの場合に限り、保証料は代表の方は台数に応じた保証料、他に共用する方は基本料のみのご請求になります。

[例]

共用する人 A (代表) : 基本料+台数に応じた保証料

共用する人 B : 基本料のみ (共用する無線機の台数を問いません)

- ・設備を共用する条件は「同時期に基本保証を申し込んだ」「同じ無線機」「それぞれの無線従事者免許の資格で運用できるもの」に限ります。
- ・電子申請によるお申込みの場合、システムの都合により無線機の台数で保証料が加算される仕様になっております。
上記「共用する人 B」は追加台数分のご請求がございますが、お支払いいただきたい金額は基本料のみです。

▶ 【ご注意】 以下の場合は無線設備を共用することができません

- ・「移動する」局と「移動しない」局間における無線設備の共用
- ・常置場所または設置場所の住所が異なる無線局間における無線設備の共用
- ・社団局と他の社団局との間

他にも注意点がございます。詳細は以下のリンクをご確認ください

https://www.tele.soumu.go.jp/j/others/amateur/confirmation/shared_facilities/index.htm

2026年1月

JARD 保証事業センター